

はじめに

1. 調査の概要

(1) 調査の目的

政府の企画・立案、実施する施策は、社会経済活動全般を対象に展開され、当該施策に伴って生じる影響も広範多岐にわたるため、直接的に男女共同参画社会の形成の促進に関する施策でなくても、結果的に男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすことがあり得る。したがって、男女共同参画社会の形成の促進のためには、その施策が、女性と男性に異なる異なる影響を与えるかを調査し、そうした影響を考慮することが求められる。

この点については、男女共同参画審議会答申「男女共同参画ビジョン」(平成8年7月)において、「各種の施策や計画が女性と男性に与える影響等について、評価・分析する手法の調査研究を進め、その成果を各種の政策に反映させることが必要である」と提言されている。また、同答申を受けて平成8年12月に男女共同参画推進本部によって決定された、国内行動計画「男女共同参画2000年プラン」においても、「各種の施策や計画が女性と男性に与える影響等を評価・分析する手法」に関する調査研究を行うべきことが盛り込まれている。

女性と男性が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題とされているとの認識の下、平成11年6月に男女共同参画社会基本法が公布・施行された。同法第4条では、男女共同参画社会の形成に当たっては、「社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮」することを基本理念の一つとして定めている。そして、第15条においては、「国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない」と定めている。

平成13年1月に移行が開始される中央省庁等改革においては、内閣に内閣総理大臣を長とする内閣府を新たに設置し、その任務として内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けること、また、その任務を達成するため、男女共同参画社会の形成の促進を図るための基本的な政策に関する事項の企画・立案及び総合調整等を所掌することとされた。

さらに、この内閣府に、重要政策に関する会議の一つとして、内閣官房長官を議長とし、各省大臣等と有識者から構成される「男女共同参画会議」が設置されることとなった。この会議は、現在の男女共同参画審議会の機能を発展的に継承し、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議し、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び「政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査」することとなっている。しかしながら、そのための手法は未だ確立されていない。

したがって、有識者による「男女共同参画影響調査研究会」(座長：大澤眞理東京大学社会科学研究所教授、庶務：総理府男女共同参画室)を開催し、平成11年12月以来、男女共同参画に係る影響調査(男女共同参画影響調査)の手法について検討しているところである。

本調査報告は、男女共同参画影響調査の手法の検討に当たって、参考となる海外の例を現地調査したものをまとめたものである。

(2) 調査対象国等

フィリピン、カナダ・国連機関（ニューヨーク）、オーストラリア

(3) 調査の内容

男女共同参画影響調査は、海外における、政策・施策に関するいわゆるジェンダー分析(gender analysis)、ジェンダー影響分析(gender impact assessment)、ジェンダー影響評価(gender-based monitoring)等と呼ばれているものとほぼ重なる概念とすることができよう。これらについては、社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）を意識しながら、社会や家庭における男女の役割・立場が異なっている現状を把握し、施策が男女にどのように異なる影響を与えるかを分析するものである。

そこで、海外において、ジェンダー分析・影響調査について、背景と形態、対象となる政策、現実にもどのように実施されているか、調査の体制、実効性の確保、調査の障害とその克服などについて調査した。なお、共通の質問状を作成し、事前に先方に質問状を送付した（回答については参考資料として和訳を掲載）。

(4) 男女共同参画影響調査研究会について

「男女共同参画影響調査研究会」については、平成11年12月6日(月)に第1回を開催し、その後月1回程度の割合で開催している。このたびの海外調査の結果を踏まえつつ、今後は我が国における男女共同参画影響調査について検討し、平成12年秋頃を目途に取りまとめを行うことを予定している。

2. 研究組織

座長： 大澤眞理（東京大学社会科学研究所教授）
座長代理： 山谷清志（岩手県立大学総合政策学部教授）
研究協力者： 片山泰輔（(財)東京財団研究員）
城山英明（東京大学大学院法学政治学研究科助教授）
田中由美子（国際協力事業団社会開発協力部部長）
橋本ヒロ子（十文字学園女子大学社会情報学部教授）
御船美智子（お茶の水女子大学生生活科学部助教授）

事務局： 大西珠枝（総理府男女共同参画室長）
武川恵子（総理府男女共同参画室参事官）
田河慶太（総理府男女共同参画室企画官）
大塚幸寛（総理府男女共同参画推進官）
池永肇恵（総理府男女共同参画調整官）
瀬尾充（総理府男女共同参画室経済担当主査）

現地調査及び執筆担当：

- ・フィリピン（大澤座長）
- ・カナダ・国連機関（ニューヨーク）(橋本研究協力者)
- ・オーストラリア（大澤座長）